第明治三十五種郵便物認可

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和４年３月１日

分任支出負担行為担当官
四国地方整備局
高知河川国道事務所長
多田　直人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　39

1　業務概要

1）品目分類番号　42

2）業務名　令和４－５年度　物部川治水計画検討業務（電子入札及び電子契約対象案件）

3）業務内容　本業務は、最新の気候変動に関する検討を踏まえた基本高水流量等の検討を行うものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

・河川整備基本方針変更に向けた検討　１式
・河川整備計画変更に向けた検討　１式
・物部川流域学識者会議の運営補助　１式
・協議資料の作成　１式

4）履行期間　契約締結日の翌日から令和６年３月６日まで

5）本業務は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

6）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

7）本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

8）本業務は、技術提案の作成・審査に関わる事務手続きの負担軽減を目的とした試行業務である。

2　参加資格

技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、技術提案書の提出者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

［１］予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

［２］四国地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。

［３］参加表明書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

［４］会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

［５］警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

［６］技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を、技術提案書の提出者として選定しない。

２）設計共同体　１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」(令和３年４月１日付け四国地方整備局長、ＵＲＬ：https://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html）に示すところにより四国地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

なお、設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合は、技術提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに設計共同体としての資格の認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

１）同種又は類似業務の実績　下記［１］若しくは［２］の実績を有すること。

［１］同種業務：国管理河川における河川整備　基本方針又は河川整備計画の検討に係る業務

［２］類似業務：国管理河川以外の河川整備　基本方針又は河川整備計画の検討に係る業務

２）配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況　配置予定管理（主任）技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績は、１）に示す実績を有すること。

３）当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４）過去の業務成績、業務表彰等の有無

4　技術提案書を特定するための評価基準

１）技術職員の経験及び能力　配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実施内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績、技術者表彰の有無

２）業務実施方針及び特定テーマの技術提案　説明書の理解度､実施方針の妥当性､特定テーマに対する技術提案

5　手続等

１）担当部局　〒780―8023 高知県高知市六泉寺町96―７　四国地方整備局高知河川国道事務所経理課契約係　電話088―833―0195（直通）

２）説明書の交付期間、場所及び方法　令和４年３月１日から令和４年５月16日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後６時00分まで　電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。電子入札システムのＵＲＬは、次のとおりである。
https://www.e-bisc.go.jp/

３）参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法　令和４年３月２日から令和４年３月16日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分まで（最終日は午後４時00分まで）に、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年３月２日から令和４年３月16日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分まで（最終日は午後４時00分まで）に、上記１）に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

４）技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法　令和４年３月29日から令和４年５月17日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分まで（最終日は午後４時00分まで）に、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年３月29日から令和４年５月17日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分まで（最終日は午後４時00分まで）に、上記１）に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

6　その他

１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

２）契約保証金　免除

３）契約書作成の要否　要

４）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

５）関連情報を入手するための照会窓口　上記5.1）に同じ。

６）上記２に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

７）本案件に係る特定通知は、令和４年度の予算成立及び財務大臣による実施計画の承認及び予算の示達がなされたことを条件として、電子入札システム等により通知する。

８）暫定予算となった場合は、本案件に係る予算が全額計上されている場合には全額の契約とするが、全額計上されていない場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

９）成立する予算の状況により、本案件の入札契約手続きを延期又は取り止める場合がある。

10）詳細は説明書による。